JR東海労ニュース

№2274 2018年3月15日 JR東海労働組合

更衣時間、体操、移動時間は労働時間じゃないの?

労働基準監督署に相談!

先日、組合員が制服に着替える時間、作業場への移動時間、必要な訓練に参加する移動時間などが、JR東海では労働時間にカウントされていないことを労働基準監督署に相談に赴き、訴えてきました。労働基準監督署では、「制服で通勤してもいい」「着替えの場所、方法を指示していないので労働時間にカウントしない」「勤務終了後、制服で飲酒してもいい、ただし常識の範囲内で」といった会社の主張を熱心に聞いていただきました。

厚生労働省が定めた「ガイドライン」によると労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと」をいいます。具体的には業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了に関連した後始末(清掃等)の時間、手待ち時間、参加が義務付けられている訓練の時間、などが労働時間にあたります。

JR東海において、このような時間は全て労働時間にカウントされているでしょうか。例えば、制服を着用しての就業が義務付けられている職場では出勤時刻までに着替えていなけれなばりません。構内操縦に従事する社員は出勤時刻までに制服に着替え、そのうえ安全チョッキ、ヘルメットも着用していなければなりません。また、予備勤務のため出勤する乗務員は、時計の整正を済ませ、携帯品を身につけて出勤点呼に臨まなければなりません。これらの時間は業務に必要な準備時間にあたります。

休憩場所と作業場が離れている職場では、休憩後の作業開始時刻までに作業ができる場所、体勢を整えておかなければならず、そのために休憩時間が終わらないうちに、作業場へ向かって移動を始めなければなりません。したがって実質の休憩時間は短くなってしまいます。

駅で勤務する社員が訓練に参加する場合、実訓練時間は労働時間にカウントされていますが、会場まで移動する時間は労働時間にカウントされません。また、休日に訓練に参加する場合、勤務駅へ一旦出向いて制服に着替え、訓練会場まで移動しますが、その時間も労働時間にカウントされません。

「ガイドライン」に照らせば、これらの時間はただ働きになっているということです。このようなことを放置せずに職場から声をあげていきましょう。